

埼玉県・広島県で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました！

概要

- ・ 7例目 埼玉県美里町：採卵鶏（約1.7万羽）
- ・ 8例目 広島県福山市：採卵鶏（約3万羽）
- ・ 遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。

他にも、北海道の野鳥や鹿児島県の野鳥のねぐらの水から鳥インフルエンザウイルスが検出されるなど、今シーズンも厳重な警戒が必要です。

鳥インフルエンザウイルスの侵入を防ぐために、

- ☆防鳥ネット等の野生動物侵入防止対策の確認
- ☆人・車両の出入りの厳重管理
- ☆農場周辺、鶏舎周辺の消石灰散布などの消毒の徹底



をお願いします。

また、飼養している家きんの健康状態を毎日観察し、死亡羽数の増加等いつもと違う様子が見られたら、東部家畜保健衛生所まで連絡をお願いします。



集卵ラインの隙間から
ネコが侵入することも！

（農林水産省HP「鳥インフルエンザに関する情報」→）



異常をみつけた場合には直ちに山梨県東部家畜保健衛生所まで
電話・・・055-262-3166 FAX・・・055-262-3108
夜間、土日・休日の連絡は・・・090-5535-8005・090-5544-7868

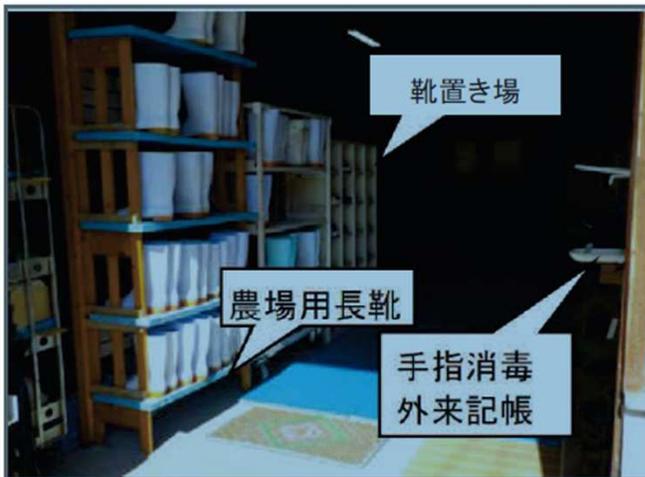
再度、飼養衛生管理の自己点検をお願いします！

【点検項目】

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- ④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- ⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ⑦ ねずみの及び害虫の駆除

飼養衛生管理基準 自己点検のポイント

引用：農林水産省



手指消毒、専用の長靴



車両消毒



防鳥ネットの設置



ねずみ及び害虫の駆除